

業務連絡

2025年11月30日№2

JR東海労新幹線関西地本

業務部

2025年11月27日、「申」第5号及び第6号について、組合側幹事と会社側幹事による団体交渉開催に向けた事前の打ち合わせを行いましたが、会社は団体交渉を拒否、「申」第7号～第9号については「検討中」と回答しました。以下は協議の主な内容です。

11月27日、組合側と会社側の幹事間で12月3日に業務委員会として予定されていた申第5号「2025年度職場改善諸要求」の申し入れ（運輸所関係）（2025年9月18日付）及び12月4日に予定されていた申第6号「2025年度職場改善諸要求」の申し入れ（車両所関係）（同年9月18日付）について、あらためて組合側幹事より団体交渉を開催するように強く求めました。

しかし、会社側幹事は、申第1号から第4号に続き「先に業務委員会開催の同意を得ていた」及び「これまで通り協約に則り、団体交渉でなく業務委員会を開催したい」等を理由に団体交渉の開催を拒否しました。組合側幹事は、団体交渉の開催を強く求めても頑なに拒否する不誠実な対応に抗議すると共に団体交渉を拒否したことを確認しました。

同日、組合側幹事は、申第7号「組合員の運転士・車掌業務不適格とした医適」に関する申し入れ（同年10月9日付）・申第8号「適用基準が曖昧かつ理不尽な介護休職」に関する申し入れ（同年10月9日付）・申第9号「行先地における休憩時間の確保」に関する申し入れ（同年10月29日付）について、あらためて早急に団体交渉を開催するように強く求めました。しかし、会社側幹事は「検討中」という曖昧な回答をするのみで、不誠実な対応に終始しました。

会社は、東京高裁判決（10月8日）以降の組合からの申し入れに対して、申し入れ日からひと月以上経過しているにもかかわらず、団体交渉の開催を「検討中」という回答のみで、誠意ある姿勢が全く見られない！！組合の申し入れに対し、正当な理由なく団体交渉を拒否する

ことは不当労働行為であることを認識し、直ちに団体交渉を開催せよ！！